

IFRS in Focus

IASB が IFRS 第 9 号の強制発効日を延期、および開示要求を追加

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

目次

- 改訂
- IFRS 第 9 号への移行
- 修正後の開示
- 付録 A

要点

- 改訂は、IFRS 第 9 号の強制発効日を 2015 年 1 月 1 日以後開始する年次期間に延期するものである。早期適用は認められる。
- IFRS 第 9 号の初度適用において、過去の期間を修正再表示する要求は削除される。
- 改訂は、企業の適用日および企業が過去の期間の修正再表示を選択するかどうかを基礎に容認されるまたは要求される、新しい開示要求を導入する。

改訂

2011 年 12 月 16 日に、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、2015 年 1 月 1 日以後開始する年次期間に、IFRS 第 9 号「金融商品」の 2009 年版および 2010 年版双方の強制適用を延期する、「IFRS 第 9 号の強制発効日および移行に関する開示」（以下、本改訂）を公表した。本改訂前には、IFRS 第 9 号の適用は、2013 年 1 月 1 日以後開始する年次期間から強制となっていた。本改訂は引き続き早期適用を認める。

審議会は、金融商品プロジェクトの残るフェーズの予定している完了時期に関する最近の変更の結果（「次に予定しているプロジェクトのマイルストーン」について、付録 A を参照）、IFRS 第 9 号の強制適用日を延期している。

見解

2011年11月15日の会議で、IASBは、IFRS第9号の分類および測定の要求について変更を検討することを暫定的に決定した。審議会は、IFRS第9号における潜在的な適用の論点を取り扱い、「IFRS第9号」と「保険プロジェクトで行われた暫定決定」ととの間の相互関係を検討することを意図している。さらに、IASBは、金融商品の分類および測定における米国財務会計基準審議会(FASB)のモデルを検討する予定であることを示した。その結果、IFRS第9号の強制発効日の更なる延期が必要になるかどうかは不明である。

IFRS第9号への移行

本改訂は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」からIFRS第9号への移行に関する要求を修正する。これらの要求は、企業の適用日により異なる。

以下の報告期間にIFRS第9号を適用する企業は、

- ・ 2012年1月1日より前に開始する期間にIFRS第9号を適用する企業は、「過去の期間の修正再表示」を行う必要はなく、以下に記載される「修正後の開示」を提供する必要もない。
- ・ 2012年1月1日以後から2012年12月31日以前に開始する期間にIFRS第9号を適用する企業は、「修正後の開示」と「過去の期間の修正再表示」のいずれかを選択しなければならない。
- ・ 2013年1月1日以後に開始する期間にIFRS第9号を適用する企業は、「過去の期間の修正再表示」をする必要はないが、「修正後の開示」を提供しなければならない。

見解

審議会は、基準書公表後短期間に新しいモデルを適用することの実務的な配慮により、2012年1月1日より前に開始する報告期間に早期にIFRS第9号(2009年)およびIFRS第9号(2010年)を適用した企業に対して、比較期間の修正再表示について限定された軽減措置を提供した。

提案された改訂の最近の議論において、一部の関係者はIFRS第9号を遡及的に適用するコストに関する懸念を提起した。審議会は、修正再表示を要求せずに開示の規定を容認することにより、比較財務諸表の修正再表示から生じる作成者の負担を軽減しながら、投資家がIAS第39号からIFRS第9号への移行の影響を理解するために必要な情報を提供することを決定した。

修正後の開示

本改訂は、IFRS 第 9 号の適用開始日を含む報告期間について、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正し、以下の要求を追加している。

- ・ 企業は、IAS 第 39 号に従った測定分類を基礎とする帳簿価額の変動および IFRS 第 9 号への移行から生じる帳簿価額の変動を別個に示すことにより、金融資産および金融負債の分類の変更を開示することが要求される。
- ・ 償却原価による測定に分類変更される金融資産および金融負債について、企業は以下の事項を開示しなければならない。
 - 報告期間末日現在の金融資産または金融負債の公正価値
 - 金融資産が分類変更された場合に、報告期間の純損益に認識されたであろう公正価値の利得または損失
 - 分類変更日に算定された実効金利
 - 認識された利息収益または費用

さらに、企業が、IFRS 第 9 号の当初適用日に金融資産または金融負債の公正価値を償却原価として取り扱う場合には、分類変更日に算定された実効金利および認識された利息収益または費用は、当該資産または負債の認識の中止まで、分類変更以後の各報告期間に開示されることになる。

これらの開示要求は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の一般的な要求に対する追加であり、財務諸表の利用者が、IAS 第 39 号に従った財政状態計算書上の測定区分および表示科目を、IFRS 第 9 号に従ったものに調整することを可能とすることを意図している。

付録 A

IASB ワークプラン

金融商品プロジェクトの残るフェーズおよび保険契約プロジェクトに関する次のマイルストーンの最新の予定は、以下のとおりである。

プロジェクト	次に予定しているプロジェクトのマイルストーン
金融商品	
減損	2012 年第 2 四半期に再公開草案
一般的なヘッジ会計	2012 年第 1 四半期にレビュー・ドラフト
マクロ・ヘッジ会計	2012 年第 3 四半期に公開草案
資産と負債の相殺	2011 年 12 月 16 日に最終基準書公表済み
保険契約	2012 年第 2 四半期に再公開草案

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限责任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。

© 2011 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited